

午前10時00分 開会

○議長（松川峰生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ち、報告事項がございます。

先ほど、4番野上泰生君から、八湯クラブの解散届と、同時に自民党議員団への異動届が、議長あてに提出され、これを受理いたしましたので、報告いたします。

これより、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第6号により行います。

日程第1により、議会運営委員会委員の追加選任についてを上程議題といたします。

先ほど報告いたしました会派の所属議員数の変更に伴い、議会運営委員会委員の追加選任を行うものであります。

お諮りいたします。議会運営委員会の選任については、別府市議会委員会条例第7条第1項の規定により、4番野上泰生君を指名したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、4番野上泰生君を議会運営委員会委員に追加選任することに決しました。

次に、日程第2により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告を願います。

（建設水道委員会委員長・吉富英三郎君登壇）

○建設水道委員会委員長（吉富英三郎君） 建設水道委員会は、去る12月5日の本会議において付託を受けました議第80号平成23年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分外2件について、12月9日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第80号平成23年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分についてであります。

当局から、東日本大震災の発生により、国において執行が保留となっていた公共事業などの5%相当分が解除されたことに伴い、社会資本整備総合交付金などが追加配分されるもので、これにより事業の早期完成を図るため、河内田代別府線道路整備事業費の追加額及び繰越明許費の計上をするもの、また、9月20日に接近した台風15号により被害を受けた市道の復旧工事について、災害箇所及び予算に関する詳細な説明がなされました。

これに対し委員から、災害が発生したときの対応として、市民の災害対応窓口を一元化すべきとの要望等がなされましたが、採決の結果、議第80号関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第83号平成23年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

当局より、別府市中央浄化センター及び各中継ポンプ場運転管理業務委託について、平成24年度から一般競争入札による委託契約へ変更するに当たり、委託業者が変更になった場合の引き継ぎ期間も考慮した上で、5年間の債務負担行為補正を計上しようとするものとの説明がなされました。

委員から、中央浄化センターは老朽化が進んでおり、運転管理業務には施設の状況を熟知した者が必要と思われるが、今回、一般競争入札により委託業者が変更となっても問題は生じないかなどの意見がなされたのに対し、当局から、下水道の普及に伴い施設の運転管理を行う業者及び技術者の数もふえているため、専門性は確保できる、また、業務委託についての透明性、公平性を高めるために、一般競争入札で行いたいとの説明がなされました。

また、別の委員から、他市における下水道事業の現状は、施設の運転管理を行うだけで

なく、下水道事業の業務全般を請け負う業者に委託しているところもふえてきていることから、将来を見据えて包括的な民間委託等の調査研究を行うことも必要なのではないかと
いった意見がなされましたが、最終的に、議第83号については、採決の結果、原案のと
おり可決すべきものと決したものであります。

最後に、議第90号別府市山水苑地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部改正についてであります。

当局より、山水苑地区は、平成18年に「旧麻生別荘」が一戸建用の住宅地として開発
されたが、今回、地元から今後も良好な住環境を維持していくため、地区計画変更の要望
を受け、ことし8月の都市計画審議会での承認を受け、地区計画の変更を行ったことに伴
う条例の一部改正を行うものとの説明を適切妥当と認め、採決の結果、議第90号は、原
案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(総務文教委員会副委員長・荒金卓雄君登壇)

○総務文教委員会副委員長(荒金卓雄君) 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報
告いたします。

総務文教委員会は、去る12月5日及び8日の本会議において付託を受けました議第
80号平成23年度別府市一般会計補正予算(第4号)関係部分外11件について、12
月9日に委員会を開会し、審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたし
ます。

初めに、補正予算議案6件について御報告いたします。

まず、職員課関係部分ですが、議第80号から議第84号までの人件費関係部分につい
て、いずれも定期人事異動等の確定により、各事業別の人件費に変更が生じたため、補正
を行うものとの説明を受け、これを了といたしました。

次に、政策推進課関係部分については、委員から、基金取り崩しに頼った財政運営は避
けなければならない、今後も引き続き固定経費、特に人件費の縮減を図っていかなければなら
ないとの意見がありました。

これに対し当局から、財政状況については、基金の状況等を明確に示していき、今後は
人件費の削減も大幅に見込めない上に、増大する扶助費に対応するため、基金は、積み立
てから取り崩しに推移すると考えられるので、将来を見据え、財源を捻出しなければなら
ないと考えている。また、これまでは団塊の世代の退職金を賄うために、退職手当債を活
用し、その分、基金を積み立てることができたと考えている。この間にさらなる行革を進
め財政運営の健全化を図らなければならないとの説明を了とした次第であります。

さらに、教育委員会関係部分については、委員から、関係施設について所管を一元化し、
維持補修の迅速な対応を図るよう提案がありました。

その他、当委員会補正予算関係部分についても当局説明を了とし、最終的に議第80号
及び議第81号から議第85号まで、計5件の各特別会計補正予算、総務文教委員会関係
部分を採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしまし
た。

次に、条例の一部改正議案4件についてであります。議第86号公益的法人等への職
員の派遣等に関する条例の一部改正については、他の団体への派遣状況等について確認を
いたしました。

また、議第88号別府市立学校職員の給与等に関する条例等の一部改正については、新
たに設置される副校長等の役割などについて説明を受けました。

その他、議第87号別府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条

例の一部改正について、及び議第97号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正についても、当局説明をそれぞれ適切妥当と認め、以上4件の条例の一部改正議案については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして議第92号指定管理者の指定については、公園テニスコート外14施設の管理について、財団法人別府市総合振興センターを指定管理者にしようとするものであり、同センターの理事を務める当委員会の委員を、地方自治法等の規定に基づき除斥した上で審査を行ったところであります。

本議案の任意指定については、委員から、予算要求は市民の税金の使い方を決めるものであり、事業計画を十分精査した上で指定管理料を決めなければならない。同センターでは、指定管理期間5年間に13人の正規職員退職者が予定されているが、この件について配慮されていないとの意見が述べられました。

また、年度ごとの指定管理料の見直しについて、どのように考えているのか等の質疑に対し、当局からは、今回、債務負担行為の計上額については、主に直近の2年間の実績を勘案して指定管理料を設定したものであり、年度ごとの指定管理料については、今後、理事会で第3次経営改善計画の承認を受け、退職者不補充が決定する予定であり、その他、職員給与の抑制、嘱託職員の雇用条件の改善、業務の見直し等を調整し、決算等も確認した上で精査していきたい。

また、同センターの縮小廃止に向けての市の方針も含め、任意指定することを決定したとの当局の説明を受けました。

最終的に、採決に当たり議第92号について、一部委員より反対の意思表示がなされ、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第93号の弓道場及びアーチェリー場の指定管理者の指定については、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案12件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

(観光経済委員会委員長・永井 正君登壇)

○観光経済委員会委員長(永井 正君) 観光経済委員会は、去る12月5日の本会議において付託を受けました議第80号平成23年度別府市一般会計補正予算(第4号)関係部分外2件につきまして、12月9日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第94号指定管理者の指定についてであります。

当局から、志高湖野営場及び神楽女駐車場の指定管理者については、対象施設が国立公園内にあり、自然環境の保全を最優先に求められ、利潤追求型の団体等はそぐわず、公益性の高い団体への委託が適当であると考えられること、また、本施設の運営を長年にわたり利用者本位で行ってきた実績があること等により、指定期間5年の任意指定で、財団法人別府市総合振興センターが選定されたとの説明がなされました。

委員から、同施設の管理状況、今後の取り組み等についての質疑がなされ、当局から、施設利用率の向上及び経費の削減等、同センターに一層の経営努力を行う旨、強く要望している等の答弁がなされました。

最終的に採決の結果、議第94号指定管理者の指定については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第80号平成23年度別府市一般会計補正予算(第4号)関係部分について、観光まちづくり課関係部分では、財団法人地域創造が実施する「地域の文化・芸術活動支

援事業」に、別府市市民ホール指定管理者代表団体「株式会社コンベンションリンクージ」が実施する「B-Con Plaza オペレッタ劇場」の助成を申請し認定されたことに伴い、関連経費を補正計上しようとするもの。また、農林水産課関係部分では、去る9月20日の台風15号により被害を受けた市内9ヵ所の農地及び農業用施設の災害復旧工事費を補正計上しようとするもの等の当局説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第95号指定管理者の指定についてであります。

当局から、地獄蒸し工房鉄輪の指定管理者については、指定期間5年の条件で公募を実施した結果、「特定非営利活動法人鉄輪温泉共栄会」が選定されたとの説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

(厚生消防委員会副委員長・穴井宏二君登壇)

○厚生消防委員会副委員長(穴井宏二君) 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告いたします。

去る12月5日の本会議において、厚生消防委員会に付託を受けました議第80号平成23年度別府市一般会計補正予算(第4号)関係部分外3件について、12月9日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について報告いたします。

初めに、議第80号平成23年度別府市一般会計補正予算(第4号)関係部分についてであります。

消防本部関係部分では、東日本大震災により多くの消防団員が命を落とし、公務災害補償による一時金等の支払いが増加、この財源を確保するため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が一部改正され、掛金が増額されたことに伴う追加計上であるとの当局説明を受け、これを了といたしました。

次に、障害福祉課関係部分についてであります。当局より、歳出について、リフト付きタクシーの利用者や、障害者自立支援法による「自立支援給付」「地域生活支援事業」の各種サービスの利用者が増加したことに伴う追加計上であるとの説明を受けました。

委員より、サービス利用の増加を当初予算段階で見込めないのかとの質問がなされ、当局より、国の制度改革等、さまざまな要因はあるが、より適正な見込みを行っていききたいとの答弁がなされました。その他、関連項目についても詳細な説明を受け、これを了とした次第であります。

続きまして、児童家庭課関係部分についてであります。当局より、歳入について、各歳出に伴う国及び県からの負担金等であるとの説明を受けました。

歳出では、児童扶養手当支給対象者数、放課後児童クラブ受け入れ児童数、認可外保育施設の年間利用者数、及び看護師等の高等技能訓練促進費支給対象者数の増加、また、ひとり親家庭医療費の増加、休日保育に対する補助金の単価上昇等により追加計上するものであるとの説明を受けました。

委員より、父子・母子世帯の状況等の質問がなされ、当局説明を受け、また、手当等の適正な執行を行うよう意見がなされ、最終的に了とした次第であります。

次に、高齢者福祉課関係部分についてであります。高齢者世帯に設置する緊急連絡先・かかりつけ医等を記入した「お守りキット」について、対象を拡大したことに伴う追加計上であるとの説明を受け、これを了とし、最終的に議第80号平成23年度別府市一般会計補正予算(第4号)関係部分については、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第96号市長専決処分については、水火災での現場活動に1時間以上従事した消防団員へ3,500円を支給する条例について、6時間以上従事した場合は、さらに3,500円を支給することとし、条例を改正するものであるとの当局説明がありました。改正趣旨は、平成22年に発生した光町の大規模火災のように、長時間に及ぶ現場活動を想定したものである。また、専決処分については、例年11月より火災発件数が増加することを考慮したものであるとの説明を受け、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

最後に、議第89号別府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、及び議第91号別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての以上2件は、いずれも当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で各委員長報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(24番・泉 武弘君登壇)

○24番(泉 武弘君) 私は、議第80号平成23年度別府市一般会計補正予算(第4号)債務負担行為、阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場外1施設の指定管理料5,843万5,000円、公園テニスコート外14施設の指定管理料7億5,054万5,000円、議第92号公園テニスコート外14施設の指定管理者の指定、議第94号志高湖野営場の指定管理者の指定に反対し、その討論を行います。

この議案は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間、志高湖野営場と公園テニスコートなど15の施設を、別府市総合振興センターを指定管理者として指定するものです。指定管理者制度は、2001年6月に経済財政諮問会議で、民間にできることは民間にとの基本方針が示され、2002年4月の総合規制改革会議において、官から民への事業移管の具体策として公の施設の民間参入が盛り込まれ、2003年9月、地方自治法の一部改正で指定管理者制度が創設されました。この制度は、自治体が設置する公共施設の管理に民間業者が有するノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上と経費の縮減などの両立を図ることを目的に創設されたものであり、自治体は、議会の承認を得て指定を受けた管理者に期間を定めて公共施設の管理権限を委任する制度です。この指定管理者制度も発足から2巡目を迎え、公の施設管理制度を通じて自治体の財政健全化により資することが求められています。

別府市は、この指定管理者制度の運用方針の目的で、次のように述べています。

業者選定に当たっては、指定管理者制度が公の施設に対する多様な住民ニーズにより効果的、より効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の縮減を図ることを目的とするものであることを十分に認識して取り組むものとするというふうに決定をいたしています。この方針でも明確なように、指定管理者制度は経費の縮減を図ることを目的にしていますが、総合振興センターだけを指定管理者として、任意指定することは、経費の縮減にはつながりません。今回もまた総合振興センターを任意に指定管理者にするのは、別府市が100%出資している総合振興センターを存続させるため、市長が振興センターのずさんな事業計画を黙認しているのではないかと思えないのです。

では、今回の指定管理を検証してみます。

これまで議会は、指定管理業者の選定について公募を原則とし、より多くの業者が参入するよう求めてきました。前回の指定管理で、議会は、総合振興センターだけを任意に指定することは、指定管理者制度の公平な運用や経費縮減が図れないので、公募を実施するように求めています。

市長は、今回の管理者指定で議会の意見を無視したばかりか、平成22年度にみずから決定した別府市公の施設の指定管理者制度の運用方針にも背を向け、総合振興センターを指定管理者にしようとしています。そればかりではありません。志高湖野営場や15のスポーツ施設管理では、民間と企画や価格の競争もさせず、今回もまた総合振興センターだけを任意に指定管理者にしようとしているのです。民間業者と企画や価格の競争をさせないで、なぜ振興センターの事業計画や価格が最良と判断できたのでしょうか。

市長は、形どおりの諮問を行い、その答申を良として振興センター選定の根拠としています。これでは、諮問は振興センターを指定管理者とする理由づくりだったと言われても仕方ありません。

市長、覚えていますか。あなたは選挙で、「財政は徹底してムダを省き、1円でも多く住民に還元する」と約束しました。最初から振興センターだけを選定し、企画や価格の競争もさせないのに、どうして財政の効率的な執行ができるのでしょうか。あなたの言われるムダとは、一体どのようなことなのか。

市長は、平成24年度の予算編成方針で財政運営がさらに厳しくなるとの見方を示し、財政見通しの資料まで添付し説明しています。振興センターを任意に指定管理者として指定することは、財政執行に大きな禍根を残すことは確実です。

市長は、なぜ職員に私の気持ちがわかってもらえないかと心情を吐露しました。それは、職員が理解しないだけでなく、市長が中途半端な行財政運営をするため、理解しようにも理解することができないからではないでしょうか。市長として職員の理解を得るためには、行財政運営で右顧左弁ない、凛とした姿勢が求められていることを指摘しておきます。

次の問題は、今回の指定管理は、法律の改正によって、指定期間中に振興センターの法人格が変更されることです。新公益法人制度移行により、平成25年11月30日までに総合振興センターは、一般財団法人か公益法人いずれかを選択しなければなりません。現状から見て、振興センターが公益法人として存続することは極めて厳しいと判断できます。振興センターが、一般財団法人に移行すれば税制上の優遇措置が廃止され、指定期間中に管理料の変更を余儀なくされます。だから5年の指定期間中、13名も正規職員が退職するのに正規職員の人件費で事業費を積算し、振興センターが税制上の優遇措置を失った場合、対応できるようにしているのです。指定期間中、総合振興センターの法人格の変更が確実視される中、5年間、総合振興センターを指定管理者として指定できるのかという法律上の問題があります。

次の問題点は、志高湖野営場及び公園テニスコート外14施設の事業計画に計上されている人件費が、民間労働者の給与実態と大きな乖離があることです。事業計画でも示されていますが、志高湖野営場に働く振興センターの正規職員の平均給与は680万円となっています。臨時職員の平均給与はわずかに81万円なのです。一方、15の体育施設で働く振興センター正規職員の平均給与は708万円となっています。ここでも臨時職員は81万円で、正規職員の8分の1となっています。正規職員と臨時職員の仕事量と質にどのような違いがあるのでしょうか。公園テニスコートなど15施設の指定管理料7億5,000万円のうち人件費の比率は約80%で、正規職員の給与がその大部分を占めています。

議員の皆さん、よく考えてください。例えば皆さんが、野営場やスポーツ施設の管理委託をする場合、こんな高額な人件費で事業計画を提出した団体と契約できるでしょうか。私たちは、税金の使い方に責任を持たなければなりません。この議案が可決されれば、市

民は社会常識を超えた管理料を支払うのです。

次の問題点は、人件費の積算が極めてずさんなことです。

振興センターの事業計画によると、各部署への配置人員は、スポーツ施設に正規職員15名、志高湖野営場に正規職員2.3名、振興センターの独自事業に正規職員2.2名、合計19名で業務をする計画となっています。ところが、振興センター正規職員の年次別退職者数を見ると、今度の指定管理がスタートする24年度には5名、25年度3名、26年度1名、27年度2名、28年度2名となっており、5年の指定期間中、24年度から28年度までに正規職員19名中13名が退職し、正規職員は6名しか残らないのです。ところが、総合振興センターの事業計画では、5年の指定期間中、正規職員がスポーツ施設で15名、志高湖野営場で2.3名、独自事業で2.2名、合わせて19名の正規職員が働く計画で人件費が計上されています。正規職員の退職者を年次別に臨時や再雇用職員に切りかえた場合の人件費の試算では、5年間で約6,000万円の人件費が削減できるのです。

私も議員になって28年になりますが、このような事業計画は見たことがないばかりか、私の知る限り最もずさんな予算計上です。

この予算について、市長は次のように説明をしました。この予算は、あくまで債務負担の最高限度額を示すもので、年度ごとに見直し、再度予算を計上すると答弁しました。この答弁こそがずさんのきわみです。それは、年次別の退職者数が決まっていながら、正規職員で人件費を計上している点にあります。百歩譲って、市長の説明のとおり、この予算が年度ごとの債務負担限度額を計上しているのであれば、人件費は、臨時や再雇用職員などで計上すべきなのです。これまで浜田市長が振興センター存続について明確な方針を示さず、中途半端な対応を続けたことが問題を招いたと言えます。

別府市は、第三セクター検討委員会を設置し、振興センターについても存続について協議しましたが、方針が決まらないまま経過してきました。私は、これまで振興センターが行政を補完する役割はすでに終わった、早く廃止するよう求め続けてきました。しかし、今日に至るまで市長は決断することなく存続させてきたのです。その結果、市民に高額な指定管理料を支払わせる結果となりました。それは、すべて市長の優柔不断さが招いたことなのです。

なぜ、総合振興センターをこれほどまでに優遇しなければならないのでしょうか。なぜ、公募して企画や価格の競争をさせないのですか。なぜ、税金を効率よく使わないのですか。なぜ、市民の目線に沿った政治をしないのですか。なぜ、公約を守らないのですか。

総合振興センターへの指定管理は、市政に大きな禍根を残すことは確実です。

議員の皆さん、予算の修正もしないで、提案どおり総合振興センターを指定管理者にすることに自信が持てますか。市民は、議会が住民の利益を守ってくれると信じているのです。今回もまた市民の願いを裏切ってしまうのです。議会が、みずから行政監視機能を放棄したと感ずるのは私だけでしょうか。

私は、このようなずさんな議案に反対することを明確にして、討論を終わります。

○議長（松川峰生君） 以上で通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

（19番・山本一成君、25番・首藤 正君、退席）

○議長（松川峰生君） これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第92号指定管理者の指定についてに対する委員長報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川峰生君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第94号指定管理者の指定についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川峰生君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

（19番・山本一成君、25番・首藤正君、入場）

○議長（松川峰生君） 次に、議第80号平成23年度別府市一般会計補正予算（第4号）に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川峰生君） 起立多数であります。よって、本件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第81号平成23年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、議第91号別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてまで、議第93号指定管理者の指定について、及び議第95号指定管理者の指定について、並びに議第97号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正についてまで、以上14件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上14件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上14件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第96号市長専決処分についてに対する委員長の報告は、これを承認すべきものの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第3により、報告第16号別府市土地開発公社の清算決算書の提出についてから、報告第17号市長専決処分についてまで、以上2件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・友永哲男君登壇）

○副市長（友永哲男君） 御報告いたします。

報告第16号は、別府市土地開発公社の清算が終了したことに伴い、清算決算書を議会に提出するものであります。

報告第17号は、自動車損傷事故外5件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（松川峰生君） 以上で当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

以上2件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第4により、議員提出議案第17号郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書から、議員提出議案第24号妊婦健康診査について国の財政支援継続を求める意見書まで、以上8件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第17号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(13番・吉富英三郎君登壇)

- 13番(吉富英三郎君) 議員提出議案第17号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書

これまで郵便局は、地域社会において「情報」「安心」「交流」の拠点としての役割を担ってきた。特に過疎地域を多く抱える地域においては、地域住民の利便性の増進等に大きく貢献してきた。ところが、平成19年10月、郵政民営化法によって郵便・貯金・保険のいわゆる郵政三事業が分社化されたことにより、配達を行う郵便事業会社の社員が貯金や保険を扱うことができない、郵便局の社員が小包を集荷できない、各種手数料が高くなったなど、当初期待された利便性の向上は認められず、サービスの低下が指摘されるとともに、地域住民から不満の声も多く寄せられている。

また、現行の郵政民営化法には、郵便事業は全国一律のサービスを維持することが明記されているが、金融ユニバーサルサービスについては担保されていないため、将来的に収益性の低い過疎地、山間地では貯金、保険のサービスが提供されない郵便局があらわれ、公益性、地域性が失われるおそれがある。これらの不満や不安を解消するため、昨年4月に郵政改革法案が閣議決定され、通常国会に提出されたが、いまだ成立しておらず、たなざらしの状態が続いている。

郵便事業会社を初め、経営上極めて厳しい状況下にある郵政グループ各社の立て直しには、分社化による業務ロスや営業コストの増大といった非効率性を解消し、三事業を一体的に運営することが不可欠である。

全国2万4,000局のネットワークは国民共有の財産であり、全国津々浦々の郵便局で受けられる郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスは、国民生活に必要不可欠なライフラインである。それを今後も維持し、地域住民にとってさらに便利で利用しやすい郵便局をつくるためにも、国及び政府におかれては、一刻も早い郵政改革法案の成立を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月14日

大分県別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
郵政改革担当大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

- 議長(松川峰生君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第17号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川峰生君） 起立多数であります。よって、本件は、可決されました。

次に、議員提出議案第18号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（20番・永井 正君登壇）

○20番（永井 正君） 議員提出議案第18号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税に関する意見書

昨今の漁業を取り巻く情勢は、コストに占める燃料費のウエイトが極めて大きい漁業にとって、燃油価格の高騰によるコストの上昇に加えて構造的な魚価の低迷の中で、収入面においても厳しい状況にあり、漁業経営は深刻な状況に陥っている。

さらに、燃料として主に軽油を使用している沿岸漁業地域においては、零細漁業者も多く、軽油引取税の免税措置が廃止されると漁業経営は一段と圧迫され、漁業者は廃業にさえ追い込まれかねない。

このような中、大分県民、また別府市民に対する国産水産物を安定供給し続けるためには、これに不可欠の前提となる漁業者の経営安定を維持するために、国及び政府においては、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税の燃油税制に対し、下記事項の実現について強く要望する。

記

1 漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置について恒久化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月14日

大分県別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

農林水産大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（松川峰生君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第18号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第19号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(4番・野上泰生君登壇)

○4番(野上泰生君) 議員提出議案第19号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書

日本国憲法によれば、国も地方自治体も理念的には、ともに国民・住民の権利の保障と福祉の実現のために存在するものである。この点からすると、国家行政組織の役割を考える場合の基本的視点は、何よりも国民の権利保障に置かれなければならない。憲法が定める各種の基本的な人権、とりわけ生存権、教育権、労働基本権などの社会権は、国の積極的施策を通してのみ実現されるものであり、憲法は国の責任として定めていると解釈すべきで、国の役割は、地方自治法第1条の2第2項が定める役割に限定すべきでなく、むしろ国民の権利保障という本来の目的の実現のために、現状よりも一層拡充されなければならないものとする。

この考えに立って、国と地方(自治体)の役割分担のあり方について考える必要がある。さきに述べたように国の基本的役割である国民の権利保障は、地方自治体もまた住民の権利保障のために存在するものであることを踏まえた上で、国と地方自治体の役割をどのように分担し合うかを議論しなければならない。一方的に国の役割を縮小し地方に移譲することが、すべて善であるという単純な地域主権万能論は、国の果たす役割放棄を正当化しているにすぎない。

国民・住民の権利保障に当たっては、国と自治体が相互に役割分担をして協力しながら事務事業を遂行してきた。このような場合に「二重行政の弊害」の名のもとに国の事務事業の必要性を否定することは、結果的に国民・住民の多様な公的サービスを楽しむ権利を失わせるものである。

しかし、政府が進める地域主権改革は、1、国の義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、2、地方交付金の一括交付金化、3、国の出先機関の原則廃止などを柱とする地域主権戦略大綱を昨年6月22日に閣議決定した。

日本国憲法に基づく国民・住民の人権保障は、国・自治体としての現行法律でも十分に行えるものであり、貧困の深刻化や格差の拡大、医療や年金、雇用問題などさまざまな社会不安が増大している。また、国民の安心と安全を確保するために、今まさに国・地方行政の役割が重要となっている。国民・住民の要求にこたえるためにも、国・地方の行政体制を拡充することが求められており、公務員の果たすべき役割は拡大している。

現在、国が進めている「地域主権改革」により、国の出先機関の廃止・地方移譲や広域行政組織が進めば、地方における行政サービスが大幅に低下し、国民・住民の生活に支障を来すばかりか、地域間格差は拡大することが懸念され、行政の効率化によって国民の利便性や権利保障の後退を招き、住民や地方自治に犠牲を強いるものである。

よって、政府におかれては、国民・住民の生活を保障するための行政サービス等の拡充に向け、以下の事項の実現を強く求める。

記

- 1 地方に犠牲を強いる「地域主権改革」は行わないこと。
 - 2 行政サービスの低下を招く国の地方出先機関を統廃合しないこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月14日

大分県別府市議会

内閣総理大臣
総務大臣

法務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

公務員制度改革担当大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第19号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第20号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(10番・市原隆生君登壇)

○10番(市原隆生君) 議員提出議案第20号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書

近年、野生生物による農作物の被害は深刻な状態にあり、その被害は経済的損失にとどまらず、農家の生産意欲を著しく減退させ、ひいては農村地域社会の崩壊を招きかねないなど、大きな影響を及ぼしています。野生鳥獣による農作物被害額は、平成21年度において213億円で、前年度に比べて14億円増加しています。鳥獣被害全体の7割がイノシシ、シカ、猿によるもので、農作物の被害にとどまらず山林の荒廃を招き、豪雨時の土砂流出被害にもつながっているとの指摘もあります。

このような状況を踏まえ、国においては平成19年12月、議員立法(全会一致)により鳥獣被害の防止のための特別措置に関する法律が成立しました。これに基づき鳥獣被害防止総合対策交付金の支給や地方交付税の拡充、都道府県から市町村への獲得許可の権限移譲など、各種支援の充実が図られました。しかしながら、生息域の拡大を続ける野生生物による被害防止を確実なものとするためには、ハード・ソフト両面による地域ぐるみの被害防止活動や地域リーダー、狩猟者の育成、被害農家へのより広範な支援などの対策の強化が不可欠です。

また、野生生物の保護並びに被害防止対策のための適切な個体数管理の上からも、正確な頭数の把握は欠かせませんが、その調査方法はいまだ十分なものとはいえず、早期の確立が望まれます。

よって、政府におかれては、鳥獣被害防止の充実を図るため、下記事項を速やかに実施されるよう強く要望します。

記

- 1 地方自治体が行う被害防止施策に対する財政支援を充実すること。
- 2 現場では有害鳥獣対策についての専門家が不足していることから、専門的な知識や

- 経験に立脚した人材の養成及び支援策を講じること。
- 3 有害鳥獣の正確な生息数の把握ができる調査方法を確立すること。
 - 4 効果的な野生鳥獣被害防止対策を構築すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月14日

大分県別府市議会

内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
環境大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第20号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議員提出議案第21号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(6番・穴井宏二君登壇)

○6番(穴井宏二君) 議員提出議案第21号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書

障がい者の平等な暮らしと社会参加の推進は、我が国において社会と地域の大きな課題となっています。情報の8割以上が視覚情報である現代社会において、視覚障がい者が安心して生活するためには、情報格差をこれ以上広げない対策が求められます。

F M放送とテレビのアナログ放送はともにV H F帯の電波を使うため、多くの視覚障がい者が、値段が安く1台で両方聞けるF Mラジオでテレビを楽しんできました。しかし、本年7月、地上波テレビはデジタル放送へと完全移行(被災3県を除く)したことにより、テレビの音声をF Mラジオから聞くことができなくなってしまいました。多機能化に伴ってテレビの操作はこれまでより複雑になっていますが、リモコンなどの操作情報の音声化の開発などは、メーカー任せでなかなか進んでいません。また、テレビ情報の平等な入手に欠かせない解説放送をふやす具体的な施策もない上、F Mラジオによるテレビ放送受信の道も絶たれてしまい、このままでは視覚障がい者からテレビが遠ざけられてしまいます。「平成18年身体障害児・者実態調査結果」によれば、情報の入手方法の第1位がテレビ(一般放送)であり、視覚障がい者の66%を占めています。テレビは欠かせないメディアであり、災害時においてもテレビ情報は視覚障がい者にとっても不可欠です。

また、F Mラジオで聞くことができるテレビ放送は、視覚障がい者だけでなく、テレビが見られない中で作業を行うさまざまな職種の方々にもニーズがあり、こういった方々に

とって、政府におかれては、下記事項を速やかに実施されますよう強く要望します。

よって、政府におかれては、下記事項を速やかに実施されますよう強く要望します。

記

- 1 携帯用ラジオにテレビの地上デジタル放送の受信機能を付加し、従来どおりテレビ放送が聞けるようにすること。
- 2 受信機や録画機のリモコンのすべての機能が、音声ガイドを手がかりに操作できるテレビの開発を推進する施策を講じるなど、視覚障がい者の使いやすさを最大限考慮すること。
- 3 解説放送、ニュースなどのテロップ・字幕の読み上げを大幅にふやし、テレビ放送における情報バリアをなくすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月14日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第21号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第22号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(2番・三重忠昭君登壇)

○2番(三重忠昭君) 議員提出議案第22号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

原発政策の見直しを求める意見書

福島第1原発事故が発生してから9カ月になるというのに、事故の収束の見通しはまだまだはっきりしていない。放射能汚染は広範囲にわたり、その影響は食物などを通じて日本各地に及び、国境をも越えている。被災住民は、生活再建の展望が描けずいつ終わるとも知れない不安の中で暮らしている。

定期点検などで停止している原発の運転再開について、政府は「ストレステスト」を再開の前提としているが、原子力安全保安院や原子力安全委員会という従来の枠組み以上の安全確認を図り、住民の理解を得ることが必要である。

よって、国及び政府におかれては、今回の事故を教訓に、住民の危機や不安を避けるためにも、国のエネルギー政策を抜本的に見直し、早期に原子力利用からの脱却を含めた検討を強く求め、下記の対策をとることを要望するものである。

記

- 1 運転中の原子炉については、福島第1原発事故の収束と検証、それに基づく安全対策の完了を経て、地元住民の同意を得るまで再稼働させないこと。
 - 2 事故検証は、政府の事故調査・検証委員会及び国会の事故調査委員会の最終報告が最低条件であり、実質的な検証を尽くすこと。
 - 3 安全対策は安全設計審査指針・耐震設計審査指針などの見直し、耐震バックチェックの見直し、及び原子力規制行政の抜本的再編を最低条件とすること。
 - 4 「地元」は立地自治体のみでなく、「防災対策を重点的に充実すべき範囲（EPZ）」見直しなどを踏まえ、半径50キロ圏内をめぐりに近隣自治体も含めて広く定義し、住民への説明やその意見の反映を実質的に保障すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月14日

大分県別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
原子力経済被害担当大臣

原発の事故の収束及び再発防止担当大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（松川峰生君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第22号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議員提出議案第23号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（15番・平野文活君）

○15番（平野文活君） 議員提出議案第23号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

任意のワクチン接種に関し、早期に国の制度確立を求める意見書

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業は、平成22年度補正予算成立の11月26日から平成23年度末までの時限措置として実施されてきたが、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては一時停止時期があり、子宮頸がん予防ワクチンについても、供給不足が発生するなど、接種時期の問題もあり当該対象者に十分行き渡ったとは言えない状況である。

また、VPD（ワクチンで防げる病気）として上記3種のみならず、水痘などを防げる多くのワクチンが、欧米では公費接種として認められているところであり、本来はこのよ

うな短期の臨時事業で終わられるものではなく、継続して公費負担で実施されることこそが国民の健康維持増進に大きく力を発揮するものであると考える。

すでに厚生労働省の予防接種部会では、これらV P Dワクチンについての定期接種化と日本の予防接種体制の改善を求め、法改正も提言している。

子宮頸がん予防ワクチンの接種は、平成23年度内には公費で必要な3回接種を終えることができない段階に入っており、医療現場においては、次年度以降の公費負担の取り扱いについて、早急な判断を求める声が上がっている。

よって、国及び政府におかれては、自治体に負担をかけることなく、国の財政支援を明確にした上で、早期に下記の制度を確立されるよう強く求める。

記

- 1 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、定期接種化までの間の緊急促進事業を継続すること。
 - 2 高齢者に対する肺炎球菌ワクチンを含むV P Dに対する定期接種化あるいは公費助成の開始を図ること。
 - 3 安心して平等に受けられる予防接種体制を確立すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月14日

大分県別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第23号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松川峰生君) 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、議員提出議案第24号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(12番・猿渡久子君登壇)

○12番(猿渡久子君) 議員提出議案第24号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

妊婦健康診査について国の財政支援継続を求める意見書

妊婦健診の公費助成については、国の平成20年度第2次補正予算において、健やかな妊娠と出産を目的とした定期健診の重要性にかんがみ、国が標準的な受診回数として認められた14回のうち、それまで地方財政措置がされていなかった9回分について支援するため

の妊婦健康診査臨時特例交付金が措置された。

その財源を活用し、本市を含む多くの自治体で妊婦健診に係る公費助成を拡充し、健診受診率も向上している。国の財政支援の実施期間は、平成22年度第1次補正予算により1年間の延長がなされて平成23年度末までとなったものの、平成24年度以降については未定となっている。

周産期死亡や新生児死亡を防ぐには、妊娠中の適正な母体管理が大変重要であり、そのためにもすべての妊婦が経済的な心配をせず、妊婦健診を定期的に受診できる環境を整えることは極めて重要である。

よって、国及び政府におかれては、市町村による妊婦健康診査の公費助成が平成24年度以降も継続できるように、財政支援を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月14日

大分県別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第24号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松川峰生君) 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、日程第5により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり、議員派遣をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更、または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更、または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

以上で議事のすべてを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で平成23年第4回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で平成23年第4回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前11時29分 閉会